

松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市人権尊重都市宣言の理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。

ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。

イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

(2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いをパートナーとし、前号に規定する事項を約することを市長に対して誓うことをいう。

(3) 申告 本市域内へ転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を本市と締結した地方公共団体(以下、「連携地方公共団体」という。)において、第4条に規定する宣誓に類する行為をし、第8条に規定する証明書及び証明カードに類する書類(以下「証明書等類似書類」という。)の交付を受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップを形成していることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれ

にも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) パートナーシップを宣誓しようとする2人の者のうちのいずれかが、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住している者であり、又はパートナーシップの宣誓後、市長が定める期間内に本市への転入を予定している者であること。
- (3) 現に婚姻していない者であること。
- (4) パートナーシップを宣誓しようとする者以外の者と既にパートナーシップを形成している者でないこと。
- (5) パートナーシップを宣誓しようとする2人の者が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士を除く。）でないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）、マイナンバーカード、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により宣誓を行った2人の者（以下「宣誓者」という。）が、いずれも本市域内へ住所を有していない場合は、宣誓書に記載した転入予定日から14日以内に、本市域内へ転入したことが確認できるもの（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載され

ているもの)を提出し、又は提示するものとする。

3 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第27条の2第1項の規定の例による。

(通称名の使用)

第5条 宣誓には通称名を使用することができる。

(申告の方法)

第6条 申告をしようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書(第2号様式。以下「申告書」という。)に次の各号に掲げるすべての書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 転入前に交付を受けた証明書等類似書類
- (2) 住民票の写し(申告日前3か月以内に発行されたものに限る。)、マイナンバーカード、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。)であって連携地方公共団体の区域内から本市域内への転入が確認できるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第3項及び前条の規定は、申告をする場合について準用する。この場合において、「宣誓」とあるのは「申告」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定による申告は第4条第1項の規定による宣誓とみなし、申告した者は、宣誓者とみなすものとする。

(子に関する届出)

第7条 宣誓者は、一方又は双方の未成年の子(実子又は養子に限る。以下「子」という。)の届出をすることができる。

2 子の届出をしようとする者は、子に関する届(第3号様式)を宣誓者の双方で記載し、次に掲げる書類を添え、当該子の実親又は養親が市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上の子について届出をするときは事前に当該子の同意を得るものとする。

- (1) 子であることを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が認める書類

- 3 宣誓者は、前項の規定による届出事項に変更があった場合は、子に関する届に変更後の事項を確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。
- 4 宣誓者又は15歳以上の子は、当該子の届出の削除を希望するときは、子に関する届を市長に提出するものとする。
- 5 前3項の規定により子に関する届を受けたときは、第4条第3項に規定する方法により、本人確認を行うものとする。

(証明書及び証明カードの交付)

第8条 宣誓者及び前条の規定により届出をされた子は、第13条の規定に基づき宣誓書又は申告書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書(第4号様式)により、パートナーシップ宣誓証明書(第5号様式。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ宣誓証明カード(第6号様式。以下「証明カード」という。)の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による交付の申請を受けた場合は、当該申請を行った者に対し、第4条第3項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書及び証明カードを交付するものとする。この場合において、第5条の規定により通称名を使用したときは、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合にあつては、これに準ずるもの)を証明書及び証明カードに記載するものとする。

3 第6条第1項に規定する申告をした場合は、第1項に規定する証明書の交付申請をしたとみなすものとする。

4 市長は、前条第2項の届出を受けている場合は、証明書及び証明カードに当該届出を受けた子の氏名及び生年月日を記載するものとする。

(パートナーシップの変更等及び証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届(第7号様式)により市長に届け出るものとする。この場合において、第4条第3項に規定する本人確認の手続を準用する。

- (1) 住所、氏名その他宣誓又は申告時に提出した書類の記載事項に変更があったとき。この場合においては、変更後の事項を確認できる書類を提出し、

又は提示するものとする。

- (2) パートナーシップが解消されたとき。
 - (3) 双方が市外へ転出したとき。
 - (4) 一方が死亡したとき。
 - (5) 宣誓時に提出した書類の確認事項に変更があり、宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 2 宣誓者は、前項第2号、第3号又は第5号に該当する場合には、交付を受けた証明書及び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関への提出等の理由により証明書及び証明カードを返還することが困難なときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者のうちに、同項後段の規定による確認をすることができない者がいるときは、当該届出を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したことを通知するものとする。
- 4 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。
- 5 市長は、宣誓者が連携地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告した場合は、第1項の規定により届出がなされ、第2項の規定により証明書及び証明カードが返還されたものとみなすことができる。

(パートナーシップの無効)

第10条 パートナーシップは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
 - (2) 第3条各号の規定に反していることが判明したとき。
- 2 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(市における宣誓書及び申告書の取扱い)

第11条 市長は、この要綱の規定に基づいて行われたパートナーシップの宣誓及び市が交付した証明書の趣旨にのっとり、施策を行わなければならない

ない。

(市民及び事業者への周知)

第12条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われたパートナーシップの宣誓、申告及び市が交付した証明書の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書及び申告書の保存期間)

第13条 市長は、宣誓書及び申告書を30年間保存するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。